解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月十八日青森県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内五番地三四

東通村土地開発公社

清算人　林　春美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決並びに文部科学大臣の認可により、平成二十六年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

新潟県長岡市千秋四丁目一九七番地

学校法人長岡造形大学

清算人　豊口　協

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月十四日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

富山県射水市二口二〇三〇番地　宗立寺

清算人　平岡　正順

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月二十三日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

兵庫県三木市口吉川町久次一四一番地

農事組合法人久次栗生産組合

代表清算人　戸田　裕

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成十七年十二月二十日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月三十日

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平一九二一八番地　清算法人東風平町上田原土地改良区

清算人代表　国吉　英光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県にかほ市金浦字金浦一九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥山　彰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

秋田県由利本荘市本荘九三番地二階

相続財産管理人　弁護士　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉賀野町一八九三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大谷　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

群馬県高崎市金古町一九〇三番地二二

相続財産管理人　松本　紀佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市三ツ堀一〇六二番地、最後の住所千葉県柏市逆井一丁目八番五―一〇一号

被相続人　亡　上田　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区三角町一七八番地一八、最後の住所千葉市花見川区三角町一七八番地の一八

被相続人　亡　吉田　和人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番八―六〇三号　光建ＢＯＩＳ千葉中央　小林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市飫肥三丁目八一四四番地、最後の住所東京都日野市東豊田三丁目一八番地の一豊田第三コーポラス四〇六

被相続人　亡　福井　康博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区渡田四丁目八番地、最後の住所東京都八王子市西寺方町三〇三番地山水園

被相続人　亡　山口　静加

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬市蒲庭字舘前一〇二番地、最後の住所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号

被相続人　亡　鈴木　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区南砂三丁目四番一号

所東京都江東区南砂三丁目四番、最後の住

被相続人　亡　戸田　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月三十日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

第15期決算公告

平成26年4月30日

東京都港区六本木六丁目10番1号

インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク

日本における代表者　辻　泰幸

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,241
	固定資産	1,539
	合計	2,781
負債及び純資産の部	流動負債	378
	固定負債	1,399
	本店勘定	1,002
	合計	2,781